

国文化芸術推進基本計画（第 2 期）中間報告案（抜粋）

■文化芸術政策の中間目標 ※第 1 期計画の内容を踏襲

- 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
- 2 創造的で活力ある社会の形成
- 3 心豊かで多様性のある社会の形成
- 4 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

■第 2 期計画における重点取組

第 2 期計画期間中においては、4 つの中長期目標を達成するため、政府・地方公共団体・関係機関・関係団体等相互の連携を一層深めつつ、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推進することにより、文化芸術の本質的価値の創造・深化を図る。また、その本質的価値を生かして、社会的・経済的価値を創出し、そこで得られた収益を本質的価値の向上のために再投資するという循環を生み出していくことが重要であり、こうした「文化芸術と経済の好循環の創出と加速」を図ることにより、地域活性化及び経済成長を促進し、「文化芸術立国」の実現を目指す。このため、具体的には、特に、7 つの重点取組を推進する。

<重点取組 1> ポストコロナの文化芸術活動の推進 ⇒ 県 I ③、III ②③

我が国の文化芸術活動の活性化を図るとともに、文化芸術水準の一層の向上が図られるよう、文化芸術団体の支援、文化芸術の担い手の確保・養成等を図る。

また、文化芸術の担い手の活動を着実に促進するとともに、文化芸術団体等が抱える課題に対処し充実した活動を推進することにより、更なる本質的及び社会的・経済的価値の創出を促進するため、文化芸術分野における活動基盤の強化等に資する施策や、国による文化芸術団体等に対する自律的・持続的な発展に資する施策を重点的に実施。

これらの取組により、新型コロナにより傷ついた文化芸術分野の市場を再創出するとともに、その回復及び更なる活性化を実現する。

(取り組むべき重要施策)

- ・文化芸術水準の向上
- ・文化芸術分野の活動基盤強化
- ・文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施
- ・アートの国際的な拠点化とアート市場の活性化を通じた我が国アートの持続的発展の推進
- ・映画・マンガ・アニメーション等のメディア芸術の振興
- ・ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化
- ・文化施設の運営等における PPP/PFI 活用などによる官民連携の促進

＜重点取組 2＞文化資源の保存と活用の一層の促進 ⇒ 県 I ②、II ①

文化財の散逸・消滅の危機へ対応するため、文化財保護法に基づく指定等を適切に実施するとともに、文化財保存活用地域計画の作成等の取組を促進し、地域社会総がかりでの文化財の保存・活用を図っているところ。

文化財の適切な周期での修理、修理にかかわる専門的な人材の養成や、保存のために必要な材料や用具の確保が喫緊の課題となっている。無形文化財及び民俗文化財、地域の伝統行事等についても、後継者不足等により、保存・継承が危ぶまれており、その確実な伝承と一層の活用が必要。こうした現状に鑑み「文化財の匠プロジェクト」の推進及びその充実するとともに、国立文化財修理センター（仮称）の設置を検討する。無形文化財および民族文化財、地域の伝統行事等についても、保存・活用に係る支援を充実させるとともに、新設された登録制度の活用を促進する。

また、優れた建築作品はそれ自体が芸術であり、地域の文化資源でもあることから、建築文化の振興を図るため、近現代建築の保存・活用に関する取組等を推進する。

（取り組むべき重要施策）

- ・「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進
- ・文化財の保存に関する集中的な取組
- ・我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用
- ・地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承
- ・近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興

＜重点取組 3＞文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 ⇒ 県 I ①②

文化芸術は、創造力と感性を備えた豊かな人間性を涵養するなど、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても極めて重要である。このため、学校における文化芸術教育の充実・改善を図るとともに、子供たちによる文化芸術・鑑賞体験機会を確保することにより、我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するための取組を重点的に実施する。また、地域における文化芸術活動の機会を確保するため、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進める。

あわせて、各地域において上記の取組を着実に実施できるよう、その運営を支える専門的な人材を確保・育成することにより、子供たちの豊かな人間性を育む。

（取り組むべき重要施策）

- ・学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承
- ・子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞体験機会の確保
- ・文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進

＜重点取組 4＞多様性を尊重した文化芸術の振興 ⇒ 県Ⅰ①、Ⅲ③

文化芸術の振興に当たっては、性別、年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが文化芸術活動に参画し、文化芸術の価値を享受できる環境を整備することが重要であり、そのための環境整備を推進する。障害者に関しては、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、文化芸術活動への参画を促進するとともに、外国人に対する日本語教育の充実を図るなど、文化芸術による多様な価値観の形成及び共生社会の実現を促進する。

さらに、文化芸術に関わる様々な主体が自らの能力を最大限に発揮していける環境を整備し、広く社会全体で文化芸術の振興を図るため、文化芸術活動の推進に当たっての多様な資金調達を促進する。

(取り組むべき重要施策)

- ・性別、年齢、障害の有無や国籍等に関わらず活動できる環境の整備
- ・共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進
- ・外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備
- ・文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進

＜重点取組 5＞文化芸術のグローバル展開の加速 ⇒ 県Ⅱ②

文化芸術団体、民間企業、文化芸術関係者等といった、様々な文化芸術の担い手との官民共同の下、関係省庁、在外公館や国際交流基金、JETRO、JNTO等の海外拠点が連携を強化しつつ、世界の目線や潮流、市場を踏まえた、トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む積極的かつ戦略的な文化芸術の発信に係る取組を重点的に実施する。あわせて、世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点となるために必要な人材育成、環境づくりに係る取組を実施する。

(取り組むべき重要施策)

- ・トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信
- ・「日本博 2.0」の推進をはじめとする世界中の人々を惹きつける、開かれた文化芸術の拠点形成に向けた環境づくり
- ・海外展開の推進による CBX(Cultural Business Transformation)の実現
- ・世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実
- ・気候変動や持続可能な開発といった地球規模課題への文化政策としての対応

<重点取組 6>文化芸術を通じた地方創生の推進 ⇒ 県Ⅰ①②③、Ⅱ①、Ⅲ①

人々が生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができる環境を整備するとともに、観光、まちづくり、国際交流その他の分野と連携し、地方創生を推進する。

(取り組むべき重要施策)

- ・ 全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進
- ・ 全国の劇場、音楽堂等の機能強化・設備整備の促進
- ・ 文化観光拠点・地域や「世界遺産」、「日本遺産」等の文化資源を最大限活用した文化観光の推進
- ・ 地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援
- ・ 食文化をはじめとする生活文化の振興
- ・ 地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築

<重点取組 7>デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 ⇒ 県Ⅲ①

Web3.0 時代において、AI に代表される急速なデジタル技術が、個人の創作活動を中心とした経済活動（クリエイター・エコノミー）の発達をもたらす中、コンテンツ創造の高速化や大量化を加速させる状況や NFT やメタバースを活用した表現形態の多様化に対応すべく、デジタル技術を活用した文化芸術の振興を図るとともに、その有効性や課題を明らかにする。

また、DX 時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権活動・制作を推進するとともに、文化遺産オンラインをはじめとする文化芸術アーカイブの充実や AI 等を用いた文化財の保存を図る。

(取り組むべき重要施策)

- ・ Web3.0 にふさわしい、急速に進化する AI 技術等を活用した文化芸術活動の推進
- ・ DX 時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権活動・政策の推進によるコンテンツ創作の好循環の実現
- ・ 博物館資料等のデジタル・アーカイブ化の促進、AI 技術等を用いた文化財の保存・活用
- ・ 文化芸術と科学技術をつなぐ研究開発の促進